

留守家庭児童育成会運営助成（R3年度-R2年度）比較

番号	区分		R3年度(案)		R2年度	
			R2年度との比較	R3年度国基準単価	R2年度国基準単価	
1	基本額 (★)	1～9人	97,000円～ 105,000円	↑	4,005,000円～4,237,000円 (1人増ごと29,000円増加)	3,908,000円～4,132,000円 (1人増ごと28,000円増加)
2		10～19人	106,000円～ 115,000円	↑	4,266,000円～4,527,000円 (同29,000円増加)	4,160,000円～4,412,000円 (同28,000円増加)
3		20～35人	150,000円	↑	5,622,000円～6,012,000円 (同26,000円増加)	5,472,000円～5,862,000円 (同26,000円増加)
4		36～45人	150,000円	↑	6,038,000円	5,888,000円
5		46～55人	146,000円～ 110,000円	↑	5,971,000円～5,368,000円 (同67,000円減少)	5,825,000円～5,258,000円 (同63,000円減少)
6		56～70人	106,000円～ 50,000円	↑	5,301,000円～4,363,000円 (同67,000円減少)	5,195,000円～4,313,000円 (同63,000円減少)
7		71人以上	55,000円	↑	4,283,000円	4,228,000円
8	長時間 開所加算	平日	7,000円	↑	1時間延長につき加算 年額399,000円⇒406,000円	
9		長期休業中等	4,000円	↑	1時間延長につき加算 年額179,000円⇒183,000円	
10	長期休業期間受入支援助成		1,000円	↑	長期休業期間中に追加で児童を受け入れたときに助成 日額18,000円⇒19,000円	
11	障害児受入 推進助成	障害児 1人以上受入	56,000円	↑	障害児を受け入れる場合に助成 1,900,000円⇒1,956,000円	
12		障害児 3人以上受入	56,000円	↑	3人以上の障害児を受け入れる場合に、上記助成額に加えて助成 1,900,000円⇒1,956,000円	
13		医療的ケア	182,000円	↑	医療的ケア児を受け入れる場合に助成 3,847,000円⇒4,029,000円	
14	専用室障害児受入促進助成		変更なし	—	新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行う場合、経費の1/2を補助 1 育成会あたり125,000円限度	
15	常勤職員配置等助成 ※16との重複不可		変更なし	—	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 1 支援の単位あたり 3,158,000円限度	
16	放課後児童支援員等 処遇改善等事業助成 ※15との重複不可		1,000円	↑	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要額を助成 1 支援の単位あたり 1,677,000円限度⇒1,678,000円限度	
17	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業助成		6,000円	↑	10年以上の事業所長の立場 394,000円/1人	10年以上の事業所長の立場 388,000円/1人
18			5,000円	↑	5年以上の専門研修受講者 263,000円/1人	5年以上の専門研修受講者 258,000円/1人
19			2,000円	↑	放課後児童支援員研修修了者 131,000円/1人	放課後児童支援員研修修了者 129,000円/1人
20	送迎支援事業助成		14,000円	↑	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う場合、経費の10/10を補助 1 支援の単位あたり 493,000円⇒507,000円	
21	設置促進事業助成		変更なし	—	民家等を賃借して運営する際の改修、設備の整備・備品購入、開設準備経費（礼金・賃借料開設前月分）等の10/10を補助 1 育成会あたり12,000,000円限度	
22	環境改善事業助成		変更なし	—	指導環境の改善を目的とした備品等を購入した場合、経費の10/10を補助 1 育成会あたり1,000,000円限度	
23	移転関連費用助成		新設	—	児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合、その移転等に係る経費の10/10を補助 1 支援の単位あたり2,500,000円限度	
24	指導室使用料加算 <国事業>		新設	—	省令第9条第2項に定める基準を満たしている育成会が指導室を賃借している場合、指導室使用料の月額10/10を補助 1 支援の単位あたり月額255,500円限度	
25	指導室使用料加算 <市単独>		対象育成会に 一部変更あり	—	省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会が指導室を賃借している場合、指導室使用料の月額2/3を補助 1 育成会あたり月額50,000円限度	
26	ひとり親家庭減免助成 <市単独>		変更なし	—	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の2/3を補助 1 人あたり月額8,000円限度	
27	事務負担軽減助成 <市単独>		変更なし	—	経理事務にかかる業務を委託した場合、委託費の2/3を補助 1 支援の単位あたり年額120,000円限度	

★「基本額想定例」は、平日13時～19時、土曜・長期休業中8時～19時の開所パターンを想定
 ◎土曜開所加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額
 たとえば、「平日13～20時、土曜・長期休業中7時30分～19時30分」の場合、
 土曜開所あり、平日時間加算1時間分、長期休業中等時間加算4時間分となり、
 「基本額想定例」に平日加算1時間分+長期休業中等加算1時間分の加算額をさらに加算